

当訪問看護ステーションにおける施設基準 および加算の掲示について

当訪問看護ステーションは、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、（医療保険）地方厚生局長および（介護保険）静岡市長に届け出を行い、以下の施設基準・加算に基づき算定を行っております。

【医療保険】

1. 届出を行っている施設基準・加算一覧

- **訪問看護管理療養費 1**
（質の高い訪問看護を提供するため、適切な人員配置と管理体制を整えています）
- **精神科訪問看護基本療養費**
（精神疾患を有する利用者様に対し、専門的な知識を持った看護師等が訪問看護を行います）
- **24 時間対応体制加算Ⅰ**
（利用者様やご家族様からの相談に 24 時間 365 日応じられる体制、および緊急時の訪問体制を整えています）
- **特別管理加算**
（特別な医療処置や管理が必要な利用者様に対し、適切な看護管理を行います）
- **精神科複数回訪問加算**
（病状の急性増悪等により、1 日に複数回の訪問看護が必要と認められる場合に柔軟に対応します）
- **精神科重症患者支援管理連携加算**
（関係医療機関や地域の福祉サービス等と綿密に連携し、重症の精神疾患をお持ちの利用者様を支援します）
- **専門管理加算**
（専門的な緩和ケアや褥瘡管理など、高度な専門知識を持った看護師が計画的な管理を行います）

2. 医療 DX 推進の体制に関する揭示

- ・ 訪問看護医療 DX 情報活用加算
- ・ 訪問看護医療情報連携加算

当ステーションでは、医療 DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、質の高い看護を提供するため以下の取り組みを行っています。

1. オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報（受診履歴、薬剤情報、特定健診情報など）を適切に活用・閲覧できる体制を整備し、訪問看護の計画・立案に役立てています。
2. マイナ保険証（マイナンバーカードの健康保険証利用）の利用を促進し、医療情報の円滑な電子化・共有に努めています。
3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス（今後導入予定を含む）等の活用により、地域の医療機関や薬局、他の介護事業者との間で速やかな情報連携ができる体制を整えています。

3. 医療従事者の処遇改善に関する揭示

- ・ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

本評価料は、医療・介護従事者の処遇改善（賃金の引き上げ・ベースアップ）を目的として国が導入した仕組みです。当ステーションでは、本評価料によって得られた収入の全額を、勤務する看護職員および医療従事者の賃金改善（ベースアップ等）に確実に充当しております。

【介護保険】

4. 介護保険における施設基準および加算の揭示

当ステーションでは、介護保険法に基づき、以下の加算を算定しております。

- ・ 訪問看護（介護予防訪問看護）基本報酬
- ・ 訪問看護（介護予防訪問看護）緊急時訪問看護加算（加算Ⅰ）
- ・ 訪問看護（介護予防訪問看護）特別管理加算
- ・ 訪問看護（介護予防訪問看護）専門管理加算
- ・ 訪問看護（介護予防訪問看護）処遇改善加算
- ・ 訪問看護（介護予防訪問看護）サービス提供体制強化加算（加算Ⅱ・ロ）

5. 介護職員等処遇改善加算における取り組み（見える化要件）

当ステーションでは、看護職員およびその他現場スタッフの処遇改善（賃金の引き上げ）や、働きやすい職場環境の整備を目的に「**介護職員等処遇改善加算**」を算定しております。加算取得に伴い、以下の通り取り組みを実施しています。

① 処遇改善の実施体制

- ・ 算定加算：介護職員等処遇改善加算（訪問看護：加算率 1.8%）を適切に算定し、確実に対象職員への賃金改善（ベースアップおよび一時金等）に充当しています。

② 職場環境等要件への取り組み

- ・ 資質の向上：働きながら専門資格等を取得するための支援（研修受講のためのシフト調整や費用補助）や、定期的な社内研修・OJTを実施しています。
- ・ 労働環境・処遇の改善：ICT 機器（LINE WORKS、MedicalCareStation 等）の導入による業務の効率化・ペーパーレス化を推進し、スタッフの業務負担を軽減しています。
- ・ やりがい・働きがいの醸成：ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化を図り、個々のモチベーション向上に努めています。

利用者のみなさまに安心・安全で、より質の高い訪問看護を提供できるよう、今後も体制の維持・向上に努めてまいります。ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 6 月 1 日

合同会社 H I T 代表社員 望月公成

訪問看護ステーションはとり 管理者 米沢美和